

最高裁秘書第3410号

平成30年8月27日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

7月31日付け（8月2日受付，最高裁秘書第3209号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

裁判所職員採用試験の試験結果の情報提供に関する事務取扱要領（片面で15枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

平成24年7月4日  
(一部改正 平成26年7月8日)  
(一部改正 平成27年7月1日)  
(一部改正 平成28年3月23日)

## 裁判所職員採用試験の試験結果の情報提供に関する事務取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、裁判所職員採用試験（以下「採用試験」という。）の受験者に対する説明責任に応えるため、採用試験の試験結果の情報提供に関する事務の取扱いについて定めるものであり、採用試験の受験者から試験結果の情報提供を求められた場合には、原則としてこの要領の定めるところによる。

### 2 情報提供の対象者

情報提供を行う対象者は、当分の間、次に掲げる採用試験の第2次試験の全試験種目を有効に受験した者本人とする。

ただし、(1)及び(2)の採用試験の第2次試験合格者で第3次試験を有効に受験しなかった者は、この限りでない。

- (1) 裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分）
- (2) 裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）
- (3) 裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分）
- (4) 裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補，大卒程度区分）
- (5) 裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）
- (6) 裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官，高卒者区分）

### 3 情報提供の申出

- (1) 2の受験者から、試験結果の情報提供を求められた場合には、次の書類等の提出を求める。

ア 別紙様式第1の試験結果情報提供申出書（以下「申出書」という。）

イ 以下の受験票のうち、いずれか1通の写し

第1次試験受験票（控），第2次試験筆記試験受験票，第2次試験人物試験受験票  
又は第3次試験人物試験受験票

ウ 本人であることが確認できる書類

エ 簡易書留郵便相当額の切手を貼付した返信用封筒（あて先を記入したもの）

- (2) (1)の書類等の提出先は、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係とする。

- (3) (1)の書類等の受付期間は、各採用試験の最終合格発表日の翌日から各採用候補者名簿の有効期間満了日までとする。

#### 4 情報提供の範囲

情報提供の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分）及び同試験（裁判所事務官，大卒程度区分）受験者の場合

##### ア 第1次試験

- (ア) 基礎能力試験（多肢選択式）の素点・標準点
- (イ) 専門試験（多肢選択式）の素点・標準点
- (ウ) 総合得点
- (エ) 順位

##### イ 第2次試験

- (ア) 政策論文試験（記述式）の素点・標準点
- (イ) 専門試験（記述式）の科目別素点・標準点
- (ウ) 筆記総合得点
- (エ) 人物試験の総合判定
- (オ) 順位（(ア)及び(イ)の素点がいずれも下限の得点以上であり、かつ、(エ)の総合判定がC以上の場合に限る。）

##### ウ 第3次試験

- (ア) 人物試験の総合判定・標準点
- (イ) 総合得点
- (ウ) 順位（(ア)の総合判定がC以上の場合に限る。）

- (2) 裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分）及び同試験（裁判所事務官，大卒程度区分）の特例適用の受験者の場合

第1次試験で総合職不合格となった場合は(4)により、第2次試験で総合職不合格となった場合は(1)のア及びイ並びに(4)のイにより、第3次試験で総合職不合格となった場合は(1)及び(4)のイによる。

ただし、裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分）及び同試験（裁判所事務官，大卒程度区分）の特例適用の受験者であっても、第2次試験論文試験（小論文）を棄権又は欠席した者については、(4)による情報提供は行わない。

- (3) 裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分）及び同試験（家庭裁判所調査官補，大卒程度区分）受験者の場合

##### ア 第1次試験

- (ア) 基礎能力試験（多肢選択式）の素点・標準点
  - (イ) 専門試験（記述式）の素点・標準点
  - (ウ) 総合得点
  - (エ) 順位
- イ 第2次試験
- (ア) 政策論文試験（記述式）の素点・標準点
  - (イ) 専門試験（記述式）の科目別素点・標準点
  - (ウ) 人物試験の総合判定・標準点
  - (エ) 総合得点
  - (オ) 順位（ア及びイの素点がいずれも下限の得点以上で、かつ、ウの総合判定がG以上の場合に限る。）
- (4) 裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）受験者の場合
- ア 第1次試験
- (1)のアに同じ。
- イ 第2次試験
- (ア) 論文試験（小論文）の素点・標準点
  - (イ) 専門試験（記述式）の素点・標準点
  - (ウ) 人物試験の総合判定・標準点
  - (エ) 総合得点
  - (オ) 順位（ア及びイの素点がいずれも下限の得点以上で、かつ、ウの総合判定がC以上の場合に限る。）
- (5) 裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官，高卒者区分）受験者の場合
- ア 第1次試験
- (ア) 基礎能力試験（多肢選択式）の素点・標準点
  - (イ) 順位
  - (ウ) 作文試験の素点・標準点
- イ 第2次試験
- (ア) 人物試験の総合判定・標準点
  - (イ) 総合得点
  - (ウ) 順位（アの(エ)の素点が下限の得点以上で、かつ、アの総合判定がC以上の場合に限る。）

## 5 情報提供の方法

情報提供は、申出書受付後速やかに、別紙様式第2の試験結果通知書を3の(1)のエの封

筒により郵送する方法（簡易書留郵便）により行う。

付 記

1 実施

この要領は、平成24年7月9日から実施する。

2 要領の廃止

平成17年10月24日付け「裁判所職員採用試験の試験結果の情報提供に関する事務取扱要領」（以下「旧要領」という。）は、平成24年7月8日限り、廃止する。

3 経過措置

この要領の実施後に旧要領による情報提供の申出があった場合は、なお、従前の例による。

付 記（平成26年7月8日一部改正）

この要領は、平成26年7月8日から実施する。

付 記（平成27年7月1日一部改正）

この要領は、平成27年7月1日から実施する。

付 記（平成28年3月23日一部改正）

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

(別紙様式第1)

## 試験結果情報提供申出書

平成 年 月 日

最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係 御中

採用試験結果の情報提供を受けたいので、申し出ます。

採用試験の種類（該当する試験の□にチェックしてください。）

- 裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官，院卒者区分）（特例  有  無）
- 裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）（特例  有  無）
- 裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分）
- 裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補，大卒程度区分）
- 裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）
- 裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官，高卒者区分）

試験地 \_\_\_\_\_ 受験番号 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏 名 \_\_\_\_\_

住所（居所）

〒

電話番号 \_\_\_\_\_

添付書類（該当する箇所の□にチェックしてください。）

1 受験票の写し（いずれか1通を提出してください。）

- 第1次試験受験票（控）  第2次試験筆記試験受験票
- 第2次試験人物試験受験票  第3次試験人物試験受験票  紛失して提出できない。

2 本人であることが確認できる書類（いずれか1通を提出してください。）

- 住所の表示のある学生証の写し  運転免許証の写し  住民基本台帳カードの写し
- 住民票記載事項証明書  その他（ \_\_\_\_\_ ）

※ 住所、氏名、生年月日及び性別以外の個人情報（本籍等）の記載がある場合は、提出前に黒塗り等のマスキングをしてください。

※ 必ず現住所が記載された書類を提出してください。

※ 本人確認書類について、疑問がある場合は事前に提出先まで問い合わせてください。

3 392円分の郵便切手を貼った定型の封筒（長形3号：幅12cm，長さ23.5cmの封筒で郵便番号及びあて先を明記したもの）

(別紙様式第2-1・総合職(裁判所事務官, 院卒者区分) (特例無) 用)

平成 年 月 日

AX-0000000

○ ○ ○ ○ 殿

最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係

試験結果通知書

あなたが受験した平成〇〇年度裁判所職員採用総合職試験(裁判所事務官, 院卒者区分)の結果は, 下記のとおりです。

記

第1次試験						
基礎能力試験		専門試験		合計得点	高裁別 順位	
素点	標準点	素点	標準点			
第2次試験						
政策論文試験		専門試験				
素点	標準点	憲法	民法	刑法	訴訟法	標準点
		素点	素点	素点	素点	
第2次試験			第3次試験		総合	
筆記総合 得点	人物試験	高裁別 順位	人物試験		得点	高裁別 順位
	総合判定		総合判定	標準点		

※ 各試験段階において, 素点が基準点に達しない試験種目が1つでもある場合又は人物試験の総合判定がDの場合は, 順位を付けていません。

※ 標準点及び総合得点は, 小数点以下2桁までを表示しています。

(別紙様式第2-2・総合職(裁判所事務官, 大卒程度区分) (特例無) 用)

平成 年 月 日

BX-0000000

0 0 0 0 殿

最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係

試験結果通知書

あなたが受験した平成〇〇年度裁判所職員採用総合職試験(裁判所事務官, 大卒程度区分)の結果は, 下記のとおりです。

記

第1次試験							
基礎能力試験		専門試験		合計得点	高裁別 順位		
素点	標準点	素点	標準点				
第2次試験							
政策論文試験		専門試験				標準点	
素点	標準点	憲法	民法	刑法	訴訟法		
		素点	素点	素点	素点		
					-		
第2次試験			第3次試験		総合		
筆記総合 得点	人物試験	高裁別 順位	人物試験		得点	高裁別 順位	
	総合判定		総合判定	標準点			

※ 各試験段階において, 素点が基準点に達しない試験種目が1つでもある場合又は人物試験の総合判定がDの場合は, 順位を付けていません。

※ 標準点及び総合得点は, 小数点以下2桁までを表示しています。



(別紙様式第2-3・総合職(裁判所事務官, 院卒者区分) (特例有) 用)

平成 年 月 日

AX-0000000

○ ○ ○ ○ 殿

最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係

試験結果通知書

あなたが受験した平成〇〇年度裁判所職員採用総合職試験(裁判所事務官, 院卒者区分)の結果は, 下記のとおりです。

記

総合職試験(裁判所事務官, 院卒者区分)

第1次試験						
基礎能力試験		専門試験			合計得点	高裁別 順位
素点	標準点	素点	標準点			
第2次試験						
政策論文試験		専門試験				
素点	標準点	憲法	民法	刑法	訴訟法	標準点
		素点	素点	素点	素点	
第2次試験			第3次試験		総合	
筆記総合 得点	人物試験	高裁別 順位	人物試験		得点	高裁別 順位
	総合判定		総合判定	標準点		

一般職試験(裁判所事務官, 大卒程度区分)

第1次試験							
基礎能力試験		専門試験			合計得点	高裁別 順位	
素点	標準点	素点	標準点				
第2次試験					総合		
論文試験(小論文)		専門試験		人物試験		得点	高裁別 順位
素点	標準点	素点	標準点	総合判定	標準点		

※ 各試験段階において, 素点が基準点に達しない試験種目が1つでもある場合又は人物試験の総合判定がDの場合は, 順位を付けていません。

※ 標準点及び総合得点は, 小数点以下2桁までを表示しています。

※ 一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）の第2次試験論文試験（小論文）を棄権又は欠席した場合，一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）の試験結果の情報提供は行いません。

(別紙様式第2-4・総合職(裁判所事務官, 大卒程度区分) (特例有) 用)

平成 年 月 日

BX-0000000

0 0 0 0 殿

最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係

試験結果通知書

あなたが受験した平成〇〇年度裁判所職員採用総合職試験(裁判所事務官, 大卒程度区分)の結果は, 下記のとおりです。

記

総合職試験(裁判所事務官, 大卒程度区分)

第1次試験						
基礎能力試験		専門試験			合計得点	高裁別 順位
素点	標準点	素点	標準点			
第2次試験						
政策論文試験		専門試験				
素点	標準点	憲法	民法	刑法	訴訟法	標準点
		素点	素点	素点	素点	
					—	
第2次試験			第3次試験		総合	
筆記総合 得点	人物試験	高裁別 順位	人物試験		得点	高裁別 順位
	総合判定		総合判定	標準点		

一般職試験(裁判所事務官, 大卒程度区分)

第1次試験							
基礎能力試験		専門試験			合計得点	高裁別 順位	
素点	標準点	素点	標準点				
第2次試験					総合		
論文試験(小論文)		専門試験		人物試験		得点	高裁別 順位
素点	標準点	素点	標準点	総合判定	標準点		

※ 各試験段階において, 素点が基準点に達しない試験種目が1つでもある場合又は人物試験の総合判定がDの場合は, 順位を付けていません。

※ 標準点及び総合得点は, 小数点以下2桁までを表示しています。

※ 一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）の第2次試験論文試験（小論文）を棄権又は欠席した場合，一般職試験（裁判所事務官，大卒程度区分）の試験結果の情報提供は行いません。

平成 年 月 日

AY-0000000

○ ○ ○ ○ 殿

最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係

試験結果通知書

あなたが受験した平成〇〇年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補，院卒者区分）の結果は，下記のとおりです。

記

第1次試験						
基礎能力試験		専門試験			合計得点	順位
素点	標準点	素点	標準点			
第2次試験						
政策論文試験		専門試験				
素点	標準点	臨床心理学	発達心理学	社会心理学	家族社会学	社会病理学
		素点	素点	素点	素点	素点
第2次試験						
専門試験						
社会福祉援助技術	児童福祉論	高齢者福祉論	教育方法学	教育心理学	教育社会学	民法
素点	素点	素点	素点	素点	素点	素点
第2次試験					総合	
専門試験		人物試験			得点	順位
刑法	標準点	総合判定	標準点			
素点						

※ 各試験段階において，素点が基準点に達しない試験種目が1つでもある場合又は人物試験の総合判定がDの場合は，順位を付けていません。

※ 標準点及び総合得点は，小数点以下2桁までを表示しています。

(別紙様式第2-6・総合職(家庭裁判所調査官補, 大卒程度区分)用)

平成 年 月 日

BY-0000000

0000 殿

最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係

試験結果通知書

あなたが受験した平成〇〇年度裁判所職員採用総合職試験(家庭裁判所調査官補, 大卒程度区分)の結果は, 下記のとおりです。

記

第1次試験						
基礎能力試験		専門試験			合計得点	順位
素点	標準点	素点	標準点			
第2次試験						
政策論文試験		専門試験				
素点	標準点	臨床心理学	発達心理学	社会心理学	家族社会学	社会病理学
		素点	素点	素点	素点	素点
第2次試験						
専門試験						
社会福祉援助技術	児童福祉論	高齢者福祉論	教育方法学	教育心理学	教育社会学	民法
素点	素点	素点	素点	素点	素点	素点
第2次試験					総合	
専門試験		人物試験			得点	順位
刑法	標準点	総合判定	標準点			
素点						

※ 各試験段階において, 素点が基準点に達しない試験種目が1つでもある場合又は人物試験の総合判定がDの場合は, 順位を付けていません。

※ 標準点及び総合得点は, 小数点以下2桁までを表示しています。

(別紙様式第2-7・一般職(裁判所事務官, 大卒程度区分)用)

平成 年 月 日

C-0000000

0 0 0 0 殿

最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係

試験結果通知書

あなたが受験した平成〇〇年度裁判所職員採用一般職試験(裁判所事務官, 大卒程度区分)の結果は, 下記のとおりです。

記

第1次試験							
基礎能力試験		専門試験		合計得点	高裁別 順位		
素点	標準点	素点	標準点				
第2次試験					総合		
論文試験(小論文)		専門試験		人物試験		得点	高裁別 順位
素点	標準点	素点	標準点	総合判定	標準点		

※ 各試験段階において, 素点が基準点に達しない試験種目が1つでもある場合又は人物試験の総合判定がDの場合は, 順位を付けていません。

※ 標準点及び総合得点は, 小数点以下2桁までを表示しています。

(別紙様式第2-8・一般職(裁判所事務官, 高卒者区分)用)

平成 年 月 日

D-000000

〇 〇 〇 〇 殿

最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係

試験結果通知書

あなたが受験した平成〇〇年度裁判所職員採用一般職試験(裁判所事務官, 高卒者区分)の結果は, 下記のとおりです。

記

第1次試験				総合	
基礎能力試験		高裁別 順位		得点	高裁別 順位
素点	標準点				
第1次試験		第2次試験		総合	
作文試験		人物試験		得点	高裁別 順位
素点	標準点	総合判定	標準点		

※ 各試験段階において, 素点が基準点に達しない試験種目が1つでもある場合又は人物試験の総合判定がDの場合は, 順位を付けていません。

※ 標準点及び総合得点は, 小数点以下2桁までを表示しています。